

公安委員会 説明資料No. 1	令和4年警察白書（案）の修正について	令和4年9月22日 長官官房
<p>1 修正の趣旨</p> <p>令和4年7月8日、奈良市内において、安倍晋三元内閣総理大臣が銃撃を受け、殺害されるという重大事案が発生したことを踏まえ、関係箇所の記載を修正するほか、公表時期を変更したこと等に伴う所要の修正を行うもの。</p> <p>2 具体的な修正内容</p> <p>(1) 警護に関する記載の修正（第2部第6章第4節）</p> <p>安倍晋三元内閣総理大臣が銃撃を受け、殺害されるという重大事案が発生したことを踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none">○ 「検証・見直しチーム」を立ち上げ、検証作業を行うとともに、今後講じるべき具体的な対策を検討したこと。○ 国家公安委員会への経過の報告、同委員会における議論を踏まえつつ、警察庁において報告書を取りまとめるとともに、同委員会では新たな警護要則を制定したこと。○ 警察では、新たな警護要則に基づく措置を確実に講じるなど、警護に万全を期すこととしていること。 <p>を記載することとした。</p> <p>(2) その他所要の修正</p> <p>令和4年7月31日、米国の作戦により、AQの指導者アイマン・アル・ザワヒリが殺害されたことに伴う時点修正等、所要の修正を行うこととした。</p>		

1 経緯

- 内閣官房では、能力・実績主義の人事管理の徹底等のため、令和2年度に「人事評価の改善に向けた有識者検討会」を開催。
- 同検討会からの報告を踏まえ、内閣官房の調整の下、次の取組が進められている。
 - ・ 能力・実績のきめ細かい把握・評価のため、定期評価の評語を5段階から6段階に改めること等を内容とする「人事評価の基準、方法等に関する政令の一部を改正する政令」を令和3年に制定（本年10月1日施行）。
 - ・ 各府省が、人事評価実施規程等について所要の改正。

2 警察庁長官及び地方警務官に係る人事評価実施規程（平成31年4月1日国家公安委員会決定）の改正【決裁案件】

- (1) 長官級職員及び幹部職員を除く職員の定期評価について、個別評語及び全体評語の段階を5段階から6段階に改める。
 - ・ 長官級職員（長官及び警視総監） 2段階（変更なし）
 - ・ 幹部職員（指定職の職員） 3段階（変更なし）
 - ・ 一般職員（その他の地方警務官） 6段階（5段階から増加）
- (2) 一般職員の業績評価の各目標について、困難度・重要度をそれぞれ設定することとする。
- (3) その他所要の改正を行う。

3 その他

- 警察庁職員に係る人事評価実施規程（令和4年4月1日警察庁長官決定）についても、2と同様の改正を行う。
- 人事評価の細目的事項について定めた実施要領、手引き等についても、所要の改正を行う。
- 新制度による人事評価は、令和4年10月1日から令和5年3月31日の期間を初回として実施予定。

1 背景

- (1) 昨年8月に公表されたF A T F (Financial Action Task Force : 金融活動作業部会) 第4次対日審査報告書において、資産凍結措置の強化、暗号資産等への対応の強化、マネロン対策等の強化のための法改正に取り組むべきであると勧告。
- (2) これに速やかに対応するため、内閣官房F A T F 勧告関係法整備検討室において、4省庁6法案の一括法案である「国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案(略称:F A T F 勧告対応法案)」の臨時国会への提出を予定。警察庁所管法律の改正については2のとおり(その他、外為法、組織的犯罪処罰法、麻薬特例法及びテロ資金提供処罰法を改正予定)。

2 改正概要

- (1) 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の改正
ア 国際連合安全保障理事会決議で指定された大量破壊兵器関連計画等関係者について、特定の行為を都道府県公安委員会の許可に係らしめるなど財産の凍結等の措置の対象に追加する。
イ 金銭以外のその財産的価値の移転が容易な財産(暗号資産等)に係る債務の履行を受けること等を財産凍結等対象者が許可を受けべき行為に追加する。
ウ アを踏まえ、題名を改正する。
- (2) 犯罪による収益の移転防止に関する法律の改正
ア 特定事業者たる士業者が行う取引時確認に係る事項を追加し、及び疑わしい取引の届出義務に関する規定を整備する。
イ 外国為替取引及び電子決済手段の移転に係る通知事項に、支払又は移転の相手方に関する事項を加える。
ウ 特定事業者たる暗号資産交換業者に、外国所在暗号資産交換業者との間で提携契約を締結する場合の確認義務とともに、暗号資産の移転に係る通知義務を課する規定を整備する。
- (3) 施行期日
(1)、(2)ともに、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する(一部例外あり)。

3 今後の予定

10月5日(水) 閣議請議

10月7日(金) 閣議決定

※ 内閣官房(主請議省庁)、金融庁、法務省、財務省、厚生労働省と共同請議